

# T-NEWS

6

【 Vol.049 】

土屋 敬の「つれづれ雑記」

2020年のIT導入補助金のポイント  
コロナ禍での賃貸物件の賃料減額分の税務上の取扱い  
テレワークをするなら確認したい「セキュリティ対策」  
緊急経済対策におけるM&A仲介手数料の補助金  
緊急経済対策における固定資産税の軽減  
人事・労務TOPICS「テレワークを行う際の留意点」

# リモートコンサルティングサービス開始のご案内

新型コロナウイルス感染症により健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、緊急事態宣言が全面的に解除されたことを踏まえ、6月1日より面談を希望されるお客さまへの対面での活動を再開しておりますが、第二波が懸念される中で「対面での相談を控えたい」というお客さまからの声も多数いただいております。そこでこの度、会社やご自宅にいながら気軽に相談ができる『リモートコンサルティングサービス』を開始致しました。

**アプリ等のインストールは不要。インターネット環境と指定のブラウザがあれば、お手元のスマートフォンやタブレット、パソコンから簡単に接続できます。**「リモート（オンライン）面談は経験がない」という方も、お気軽にお声がけください。

今後もお客さまの安心・安全を最優先に考え、様々な対策・サービスを実施してまいります。ご不明な点やご要望などがございましたら、どうぞ遠慮なくご相談くださいますようお願い申し上げます。



## 土屋 敬のつれづれ雑記 『女優ライト』

新型コロナウイルス感染症による営業自粛が解除されて約1か月。県内のみでの移動に限るなど、未だ制限がありますが、働ける喜び、人と会える喜びを噛み締めております。

今はまさに「withコロナ」という変革期ですね。弊社でも会議や打合せは、ほとんどがリモート。お客さまとの面談でも、リモートコンサルティングを希望される方が増えております。今年の初め、このような状況を誰が予想したのでしょうか？

変革しなければ、ガラパゴス化してしまいます。常に「これはwithコロナに相応しい仕事なのか、相応しいやり方なのか」と自分に問いながら仕事をしております。

先日は、リモート会議やリモート面談の必需品、『自撮り用LED照明』を購入しました。

画面が暗いと相手にマイナスなイメージを与えてしまうため、現在大人気商品になっているそうです。

私が購入したものは冷光、暖かい光、自然光という3種類のライトが配置しており、明るさは10段階に切り替え可能。光の力は大きいですね。おそらくマイナス10歳くらいの効果はあるかと…。ちょっとした女優気分を味わえます（笑）。せっかくなので、変革も楽しまなければ！

今日も明日も、自分のやれることを目一杯やりきる！  
声かけ合って、励まし合って、気合い入れて参りましょう！

## 2020年のIT導入補助金のポイント

生産性革命推進事業の一環であるIT導入補助金について3月13日に公募要領が公表され、同時に公募が開始された。業種に関係なく中小企業者・小規模事業者等が活用できる補助金である。

### ■IT導入補助金5つのポイント

#### ①複数年にわたる予算化で通年公募に

常時交付申請を受け付け、複数回の締め切り(2020年6月、9月、12月)を設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合よいタイミングでの申請・事業実施することが可能となる。

#### ②補助金上限、補助率に変更なし(下限のみ変更)

補助額:A類型30万円～150万円、B類型150万円～450万円、補助率1/2

(参考:2019年の補助額はA類型40万円～150万円、B類型150万円～450万円、補助率1/2)

下限額が40万円から30万円に引き下げられたことによって低価格で生産性向上につながるソフトウェアの導入に対しても補助金を活用しやすくなった。

#### ③申請要件に賃上げ要件追加(未達の場合は一部返還あり)

公募要領と2月26日に発表されたIT導入補助金2020の概要によると、事業計画期間において、(1)3年間、給与総額を年率平均1.5%以上増加させる計画を有し、申請時点で従業員に表明していること、(2)3年間、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準とする計画を有し、申請時点で従業員に表明していることがA類型では加点要件、B類型では申請要件(B類型でも、小規模事業者及び取引価格が公的に定められている取引が大半を占めると想定される事業者は加点要件)となる。

一方、申請時点で従業員に計画を表明していない場合、または、計画のいずれかが未達の場合は、補助金の全部または一部の返還が求められるため注意が必要となる。

#### ④初めて補助金申請する事業者が有利に

申請時点で、過去3年間にIT導入補助金の交付を受けた事業者は、審査上の減点措置を講じられる。

#### ⑤申請システムがものづくり補助金等と共通システムに

2020年申請より共通の補助金電子システム「Jグランツ」による電子申請受付が開始される。「Jグランツ」での補助金申請では、GビスIDの「gBizプライム」が必要となる。「gBizプライム」の申請・発行には、通常2週間程度必要となるため、早めに申請することをおすすめする。

### ■留意点

ITツールの導入タイミングは、申請が採択された後になります。採択される前に、契約・発注・導入された場合には補助金対象にならないため、注意されたい。

(岩成 直哉 マネーコンシェルジュ税理士法人)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

#### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## コロナ禍での賃貸物件の賃料減額分の税務上の取扱い

### ■ 賃料減額分は寄附金になる！？

新型コロナウイルス感染症の影響で売上減少に苦しむ事業者の中には、賃貸している店舗や事務所等の賃貸料の支払にも困っているところも少なくない。店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を営む事業者に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響で、同社の物件を賃借している事業者から、「売上が急減しているなか、固定的に支払が発生する賃料の負担が大変」といった切実な声が寄せられているという。

そこで、不動産貸付業を営む事業者の中には、賃料の減額を求められた場合、契約内容の見直しを行い、今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じるところもあるようだ。

だが、このように不動産貸付業者が取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税の取扱上、寄附金として取扱われることにならないのだろうか。

### ■ 原則寄附金だが、寄附金とはならない条件とは

国税庁がHP上で公表している「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」によると、事業者が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として、相手方に対して寄附金を支出したもとして税務上、取扱われることになると指摘。

しかし、上記のようなケースでの賃料の減額が、例えば、以下の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられるので、その減額した分の差額については、寄附金として取扱われることはないと説明している。

その条件とは、(1)取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、または困難となるおそれが明らかであること。さらに、(2) 不動産貸付業者が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援(営業継続や雇用確保など)を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること、(3)賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間(通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいう)内に行われたものであること。

また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免(債権の免除等)を行う場合についても、同様に取扱われる。なお、賃料の減免を受けた賃借人(事業者)においては、減免相当額の受贈益が生じることになるが、この場合であっても、事業年度(個人の場合は年分)を通じて、受贈益を含めた益金の額(収入金額)よりも損金の額(必要経費)が多い場合には課税が生じることはないとしている。

※当資料は、2020年5月現在の税制・税率に基づき作成しております。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。詳細につきましては、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

(浅野宗玄、税金ジャーナリスト、株式会社タックス・コム代表)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonymlife.co.jp/](http://www.sonymlife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## テレワークをするなら確認したい「セキュリティ対策」

外出の自粛や制限が進む中、仕事を自宅で行うテレワークを実施する会社も増えています。その中で懸念されるのが、自宅PC(パソコン)のセキュリティや、パスワード管理の甘さを突いたサイバー攻撃のリスクです。警察庁の資料をもとに、最近の傾向と取っておきたい対策を確認しましょう。

### ■不審なアクセスが急増

警察庁が先月発表した「令和元年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」によれば、インターネットとの接続先に設置しているセンサーで検知した不審なアクセス件数は、1日・1IPアドレス当たり4,192.0件でした。平成27年の729.3件から約5.8倍と急増しており、その中には各種サイバー攻撃を試みるための探索行為が含まれます。

PCの遠隔操作に使用される「リモートデスクトップ」は、テレワークでも用いられるサービスですが、これを標的としたアクセスも周期的に観測されています。サイバー攻撃への脆弱性が報告されることもあるため、その都度サービス元が公開する修正プログラムを適用するなどセキュリティ対策を講じることが大切です。

### ■仕事関係を装ったメールに注意

個別のユーザーを狙ったものには、「標的型メール攻撃」があります。不正なプログラムをメールに添付したり、本文のURLリンクから不正なウェブサイトに接続させるなど、その手口は広く知られる所です。従来こうしたメールの特徴は、日本語の言い回しが不自然、趣旨が不明瞭など「わざわざそんな物は開かない」と判断できる内容が大半でした。

しかし最近では、「安全衛生委員会への招待」「賞与支払届」といった仕事関係を装った件名で、添付ファイルやリンク先へ接続を誘導する手口が報告されています。また、メール送信元が不正に取得したID・パスワードで操作されているケースもあることから、知っているアドレスでも正当なメールと判断できないかぎり、添付ファイルやリンクを開かないなど慎重な対応が求められます。

### ■PCのセキュリティ状況を把握し改善することが大切

不正アクセス行為のうち「識別符号(パスワード等)窃用型」で検挙された件数は、令和元年で785件となっており、これも平成27年の331件から急増しました。手口別に見ると、「利用権者のパスワードの設定・管理の甘さに付け込んだもの」が39.5%、「他人から入手したもの」が23.2%、「識別符号を知り得る立場にあった元従業員や知人等によるもの」が20.5%です。

パスワードを盗まれないために行うべきことは、「安易に推測できるパスワードを避ける」「複数のサイトで同じID・パスワードの組み合わせを使用しない」「不審なメールのリンクでID・パスワード等を入力しない」「PCのOSやウイルス対策ソフトを最新の状態にする」などが挙げられます。

全て基本的な内容ですが、特に自宅PCでOSやウイルス対策ソフトのバージョンが古い、サポート期間が切れているといった、セキュリティ上の見逃しは珍しくありません。テレワークではその脆弱性が狙われる可能性も高いため、注意が必要です。

また、会社でアクセスを管理する側としては、個々のPCのセキュリティ状況を把握し改善するとともに、パスワードの二段階認証や退職者のID削除など、適切な措置を講ずることが大切です。自宅作業の機会が増える状況においては、テレワーク従事者と管理者双方が、不正アクセスのリスクを減らす対策を取ることが円滑な運用のカギになります。

参照:警察庁 サイバー犯罪対策プロジェクト<https://www.npa.go.jp/cyber/>

(栗原賢二 株式会社セールス手帖社保険FPS研究所)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonymlife.co.jp/](http://www.sonymlife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

#### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 緊急経済対策におけるM&A仲介手数料の補助金

令和2年度補正予算として緊急経済対策が発表された。その中から、M&A仲介手数料の補助金について、お伝えする。

### ■経営資源引継ぎ・事業再編支援事業

中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、新型コロナウイルスの影響を受けている後継者不在事業者の経営資源引継ぎや事業再編を後押しするための措置が講じられる。

### ■経営資源引継ぎ補助金

第三者承継時に負担となる、士業専門家の活用に係る費用(仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等)及び経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用が補助されることとなる。

具体的には、売り手の場合、「専門家への報酬及び既存事業の廃業費用」について、その費用の2/3(補助上限650万円)が補助される。一方の買い手の場合、「専門家への報酬(仲介手数料等)」について、その費用の2/3(補助上限200万円)が補助される。この場合において、売り手のみ、買い手のみが申請し、補助を受けることも可能である。

### ■「プッシュ型」の第三者承継支援

新型コロナウイルスの影響を受け、事業引継ぎ支援センターへ相談に来ることが困難な事業者や、第三者承継に関心のある者に対するM&A出張相談等を通じた、「プッシュ型」の第三者承継支援が実施される。

### ■中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携の新たな全国ファンドを創設し、再生と第三者承継の両面から支援される。また、事業引継ぎ支援センターとも連携し、経営力の強化とその後の成長を全面サポートがされる。

地域の優良な中小企業が廃業することにならないように、比較的多額を要する専門家への報酬に対する補助は大いに利用が期待できる。

なお、今回の内容は、国会を通過するまでは最終決定(5月15日時点)ではないため、ご留意いただきたい。

(今村京子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

#### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

## 緊急経済対策における固定資産税の軽減

### ■ 令和3年度固定資産税等の軽減、免除

令和2年4月7日に、7都府県に対して緊急事態宣言が発令され、それと合わせて緊急経済対策が発表された。今回はその中から、固定資産税・都市計画税(以下「固定資産税等」)の軽減について、お伝えする。

固定資産税等については、2種類の軽減措置が手当てされている。

1つは、令和3年度固定資産税等の軽減、免除で、中小事業者が負担するすべての設備や建物等の固定資産税等について、令和2年2～10月の任意の3ヶ月の売上が前年同期比30%以上減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額が免除される。

減免対象は、設備等の償却資産および事業用家屋に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)、事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)で令和3年度分となっている。

具体的な申請手続は、まだ現段階で不明であるが、償却資産申告時に売上の減少申請をするような形が想定される。

なお、令和2年度分の固定資産税等については、上記の軽減免除の対象とはならないが、別途緊急経済対策において、収入が前年同月比20%以上減少し、一時の納税が困難と認められる場合には、1年間の納税猶予特例が設けられており、そちらの特例の対象となっている。

### ■ 先端設備等導入計画に基づく固定資産税特例の拡充、延長

もう1つは、先端設備等導入計画に基づく固定資産税特例の拡充、延長である。

現在、中小企業が新たに投資した設備で一定の要件を満たすものについては、設備取得時までに設備所在地の市区町村から、先端設備等導入計画の認定を受けることで、3年間固定資産税が免除される。

この特例について、生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため、対象設備に取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入された事業用家屋と、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する構築物を追加し、その適用期限を令和3年3月末から令和5年3月末まで2年間延長する。

なお、今回の内容は、国会を通過するまでは最終決定(5月15日時点)ではないため、ご留意いただきたい。

(村田 直 マネーコンシェルジュ税理士法人)

## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonylife.co.jp/](http://www.sonylife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは  
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

#### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)

# 人事・労務TOPICS

2020.6

## テレワークを行う際の留意点 ～安全衛生の側面から～

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、テレワーク(\*)を実施している企業様も少なくないことと思われます。

※テレワークとは、インターネットなどの情報通信技術を活用した場所にとられない柔軟な働き方で、自宅や会社から離れたところで仕事をする働き方です。

テレワークを行う際には、労働時間管理や作業効率、上司・同僚とのコミュニケーションなど、様々な課題が出てきますが、ここでは、触れられることのない「安全衛生対策」について取り上げます。

総務省の「平成30年通信利用動向調査」によりみると、テレワークを実施していると回答した方のうち**61.9%が在宅での勤務**となっています（複数回答可）。自宅でパソコンを使用しながら仕事を行うことが多くなるわけですが、ここで問題となるのが「VDT作業に関する労働衛生管理対策」です。

VDT作業とは、ディスプレイやキーボード等の機器(Visual Display Terminals)を使用して、データの入力、文章や画像の作成・編集、プログラミングなどを行う作業のことで、眼精疲労、首や肩のこり、

腰痛、腱鞘炎、疲労感の蓄積といった健康への影響が懸念されています。

昨年7月には、厚生労働省より新たな「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が出されており、主に次のような点に留意することとされています。

照明および採光	グレア(不快感を伴うまぶしさ)の防止
騒音の低減措置	換気、温度および湿度の調整

**労働者がテレワークを行う場合であっても、会社はその作業環境や健康に配慮しなければなりません。**

テレワーク実施前には、前述の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づき、労働者に作業環境のアンケートを取ったり、チェックシートを配布するなどの対策が考えられます。

テレワーク実施中は、作業前後のヒアリングなどにより、労働者の心身の健康に配慮していただければと思います。

※本稿は、2020年5月7日現在の情報にもとづき作成しております。  
【制作・監修：中小企業福祉事業団】

ソニー生命が提供する「**助成金チェック**」は、助成金の受給可能性を診断するサービスです。テレワーク導入などの労務管理に関する施策で受給できる厚生労働省の助成金。この機会に、どのような助成金について受給の可能性があるのか診断をされてみることをお勧めいたします。

**「助成金チェック」のご利用を希望されるお客さまはライフプランナーもしくは担当代理店までお申し付けください**

### 「助成金チェック」アンケート用紙



## ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ  
ホームページ [www.sonymlife.co.jp/](http://www.sonymlife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎ **0120-158-821**

### 担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所  
(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) [takashi\\_tsuchiya@sonylife.co.jp](mailto:takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp)